## 物件調書

令和7年4月1日現在

物件番号	3	従来の用途	来の用途 公園用地						
所 在 地	江別市元江別本町33番1								
	土地		建物						
地目		地積	建築年・構造		床面積				
宅地	也	4 1 2 m²							
最低売却価格	18, 500								
特記事項	・精・す・江・す・澄記簿では関一の場合ででは、 一貫 市状 地の 中の 地の	物件に存置するゴミ、ガラ、粉砕、地下埋設物等の撤去及び処分に要切の費用は買受者の負担とする。 物件の所有権移転後に隠れた瑕疵が原因となった損害が発生しても、 は一切の責任を負いません。 有姿での売却となりますので、事前に現地を確認するようお願いしま の塀・植物等が越境していますが、現況のままでの引き渡しとなりま 別市は、越境物を解消するための交渉や手続きは行いません。 や各種の諸規制などについて、調査確認の上、申込みされるようお願							
接面道路と 敷地の関係	【南東側】幅員12m片側歩道付舗装市道、【北東側】幅員8m舗装市道								
法令等に	都市計画区 域	内	用途地域第一種低層住居専用地域						
	建ぺい率	40%	し(法22条区域)						
基づく制限	容積率	60%	その他の制限	22条区域					
	都市再生特別措置法 (立地適正化計画)		都市機能誘導区域·居住誘導区域						
	上水道	有り							
供給処理 施設の状態	下水道	【汚水】 ・敷地内取付管及び公共汚水桝あり。 ・北側市道及び南東側市道は汚水管あり。 【雨水】 ・敷地内取付管及び公共雨水桝なし。 ・北側市道は雨水管なし、南東側市道は雨水管あり。							
	都市ガス	付近まで導管が整備されてます。引込の可否については、旭 川ガス株式会社江別支社とご相談ください。							
交通機関	鉄道	J R 高砂駅 約 1, 7 5 0 m							
(道路距離)	バス	中央バス 4	番通6丁目バス	·停 約400	) m				
公共施設 (道路距離)	市役所	江別市役所 約1,050m							



表	題 部	(土地の表示	) .	調製	平成10年2	月25	日	不動産番号	4 3	0 8 0	0 0	1 6	5 2	6 9	8
地図番号	号 D 2 - 1 4 筆界特定 余 自														
所 在	<u>江別市元江別</u>						余白								
江別市元江別本町						昭和57年11月1日変更 昭和57年11月1日登記									
① #	也番	②地 目	3	地	積	m²	原因及びその日付〔登記の日付〕								
721番4	1 2	烟			4 1 2	- !	50.00	21番1から5 召和47年9月		日)					
余 白		公園	余 白					召和47年9月 召和47年1(			100				
33番1		余 白	余 白				1005000	変更 召和 5 7 年 1	1月1	日)					
余 白		余 白	余 白				の規	和63年法務行 規定により移記 成10年2月2	5	3 7 号	附則	第 2	2条第	第 2	項
余 白		宅地			4 1 2	0 0		30令和6年5月 2000年5月2			変更				

権利	部 (甲区) (所有	権に関する事	項)
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和48年2月9日 第1881号	原因 昭和48年2月1日都市計画法第40条 第2項帰属 所有者 江・別 市 順位3番の登記を移記
	(余 白)	余 白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年2月25日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年6月14日

札幌法務局江別出張所

登記官

浅 香

可能问题》 对影型说出 学 召出自定置

\* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、 登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D60961 ( 1/2 )



